

2006年7月13日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

介護保険の地域支援事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2006年6月30日付けで諮問（第201号）された介護保険の地域支援事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。
- (5) 3審議会の判断理由の(5)に述べたところにより、安全対策については必要な措置が施されていると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以

外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に通知をしないことの合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知をしないことの合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性等についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

介護保険法に基づく地域支援事業は、同法改正（平成18年4月1日施行）により、新たに高齢者の介護予防を目的とする事業として、同法第115条の38に位置づけられたもので、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で健康に暮らし続けていけるよう介護保険の第1号被保険者（65歳以上）を対象に各種介護予防にかかる支援事業を市町村の責任において実施するものと定められている。

地域支援事業の内容は、次の3種類であるが、このうち、今回諮問する事項は、「ア介護予防事業(ア)介護予防事業特定高齢者施策 i 特定高齢者把握事業」に関するもので、同 ii 通所型介護予防事業、及び iii 訪問型介護予防事業の利用が望ましい対象者を把握し、当該事業の利用につないでいくという業務内容にかかるものである。

ア 介護予防事業

(ア) 介護予防事業特定高齢者施策

- i 特定高齢者把握事業
- ii 通所型介護予防事業
- iii 訪問型介護予防事業
- iv 介護予防特定高齢者施策評価事業

(イ) 介護予防一般高齢者施策

- i 介護予防普及啓発事業
- ii 地域介護予防活動支援事業
- iii 介護予防一般高齢者施策評価事業

イ 包括的支援事業

- (ア) 介護予防ケアマネジメント業務
- (イ) 総合相談支援業務
- (ウ) 権利擁護業務
- (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ウ 介護予防にかかる市町村の任意事業

特定高齢者の推定人数は、平成18年度においては65歳以上人口の4%という数が国から示されている。この者を選定するにあたっては、様々な方法により、まず特定高齢者の候補者を把握していくものであるが、その一つの方法

として65歳以上の者の基本健康診査と一体化して実施される生活機能評価（以下「生活機能評価結果」という。）の医療情報も含めた情報を活用して選定要件により、当該候補者を把握し、特定高齢者を決定することが定められている。

なお、この生活機能評価結果に関する事項については、先に、市民健康課より、2006年3月1日付けで藤沢市個人情報保護制度運営審議会に「老人保健法の規定による保健事業の推進」として諮問、同年3月9日の答申により承認を受けているものである。

この特定高齢者の選定業務は迅速かつ的確な業務処理を必要とするが、生活機能評価結果を基に把握する方法としては、本市の場合、65歳以上の基本健康診査受診者は約5万人弱と多人数であること、同診査受診期間は5月～7月（平成18年度）と集中していること、特定高齢者選定要件が複雑であること、対象者の推定人数は3,000人弱が見込まれることなどから、人的な対応だけで短期間に実施することは困難と考えられる。

このため、65歳以上の者の生活機能評価結果をコンピュータデータ化した情報を本人同意のもとに市民健康課から提供を受け、これに当該情報以外の必要な情報を含めたデータを作成し、特定高齢者選定要件をプログラムしたコンピュータ処理により同候補者を確実に抽出し、更に、絞られた同候補者の生活機能評価結果（コンピュータ出力物）を個別審査することにより、特定高齢者を決定する方法が最適であると考えに至ったものである。

このことにより、多人数の中から、的確に条件に合う特定高齢者の候補者を迅速にかつ確実に抽出することが可能となり、その後の特定高齢者を決定する人的な業務においても絞られた者のみ対象となるため、職員の対応が可能になると考えられる。

また、この決定した特定高齢者の生活機能評価結果は、介護予防事業の利用勧奨及び介護予防ケアマネジメントを行う市内の地域包括支援センターへ、本人同意により情報提供することになっているが、このコンピュータ処理による出力物を利用することにより、確実な情報を迅速に提供することが可能となる。

(2) 本人以外から収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

ア 本人以外から収集する必要性及び目的外に利用する必要性

特定高齢者を把握・決定するにあたっては、当該候補者の生活機能評価結果上の選定要件のほか、(ア)介護保険法に定める要支援・要介護認定結果を保有していないことが条件であるためその識別が必要なこと、(イ)重複選定を防ぐため関係業務課が既に把握している者を識別する必要がある。

これらのことから、特定高齢者の把握・決定にかかる業務においては、本人以外からの情報の収集を行うこと及び本市の保有する次の情報を目的外に

利用する必要があると考えるものである。

なお、特定高齢者を把握する過程においては、上記の生活機能評価結果に基づくもののほか、本人以外の家族や民生委員児童委員等、保健福祉医療関係者等からの相談によるものが想定される。しかし、この場合は、実施機関が要請して本人以外のものから本人の個人情報を入手するものではないため、相談者から得られる本人の個人情報は「収集」には該当しない。

イ 本人以外から収集する個人情報及び目的外利用する情報

(ア) 介護保険認定情報（介護保険システム／介護保険課管理）

・氏名、生年月日、認定結果、認定有効期間

(イ) 保健福祉事業受給情報（保健福祉総合システム／福祉推進課管理）

・氏名、生年月日

・生活支援型デイサービス利用の有無

・生活支援型ホームヘルプ利用の有無

・生活支援型ショートステイ利用の有無

・給食サービス利用の有無

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外からの情報の収集」及び「目的外利用」については、基本健康診査受診者が5万人弱と多数に上るにもかかわらず、そのほとんどは地域支援事業の対象になる特定高齢者には該当しないことが推定される。あわせて、対象外の人については、何のための通知かととまどうことが懸念される。さらに、通知すべき相手が5万人弱の多数であり、目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個々の通知を省略し、代わりに個人情報を目的外に利用すること及びその情報の内容を事前に広報により周知することとする。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

この特定高齢者の選定業務を迅速かつ的確に業務処理するには、前述のとおり、本市の場合、65歳以上の基本健康診査受診者は約5万人弱と多人数であること、同診査受診期間は5月～7月（平成18年度）と集中していること、選定要件が複雑であること、選定者の推定人数は3000人弱が見込まれることなどから、65歳以上の基本健康診査受診者全員の生活機能評価結果に、当該情報以外の必要な情報を含めた特定高齢者選定要件をプログラムしたコンピュータによる処理が必要と考える。

また、さらに、絞られた候補者の受診結果等（コンピュータ出力物）の個

別審査により特定高齢者を決定し、当該対象者へ適切と考えられる各種介護予防事業を選考の上、その利用を勧奨するための通知等の実施や特定高齢者の生活機能評価結果の市内地域包括支援センターへの情報提供においても、確実な情報をもとに迅速な対応を行うにはコンピュータ処理が必要と考えるものである。

このことにより、多人数の中から、的確に条件に合う特定高齢者の候補者を迅速かつ確実に抽出することが可能となり、その後の特定高齢者を決定する人的な業務等においても絞られた者のみ対象とするため、職員の対応が可能になると考えられ、また、これら決定した者への適切な介護予防事業利用の勧奨通知等の処理においても確実な対応が可能になると考えられる。

なお、平成19年度からは今回の生活機能評価結果を基に事業を継続することが見込まれていることから、今後、保健福祉総合システム内に今回分も含めた生活機能評価結果情報の蓄積・特定高齢者の抽出プログラム化・個人別履歴照会等が可能な業務システムを組み込むこととし、今後の業務処理の確実性・迅速化を図ることが必要と考えるものである。

このため、今年度においては、特定高齢者にかかる集計等を可能とするため、保健福祉総合システムに、特定高齢者情報のうちの一部（決定情報）を入力するものとする。

イ 出力する物

(ア) 特定高齢者候補者リスト

（候補者から決定するためのリスト／高齢福祉課使用）

出力する項目：・氏名、生年月日、性別、住所、電話番号

- ・服薬状況、身体計測（身長・体重・BMI）、血圧、貧血検査結果、血清アルブミン値、心電図検査結果
- ・理学検査結果、基本健康チェックリスト、総合判定
- ・医療機関番号、医療機関名、診査年月日
- ・要支援・要介護認定結果
- ・現在受給している保健福祉事業名
- ・特定高齢者候補理由、利用勧奨介護予防事業名
- ・担当する地域包括支援センター名

(イ) 特定高齢者候補者名簿（FD）

（候補者から決定した者のリスト・一覧名簿・勧奨通知宛名ラベル・勧奨通知作成用に決定情報を入力するため使用するもの／高齢福祉課使用）

出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、

- 特定高齢者候補理由、利用勧奨介護予防事業名、
- 担当する地域包括支援センター名

(ウ) 特定高齢者決定者リスト

i 特定高齢者決定者リスト

(特定高齢者候補者から決定した者について再出力／高齢福祉課使用)

出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、

- ・服薬状況、身体計測（身長・体重・BMI）、血圧、貧血検査結果、血清アルブミン値、心電図検査結果
- ・理学検査結果、基本健康チェックリスト、総合判定
- ・医療機関番号、医療機関名、診査年月日
- ・要支援・要介護認定結果
- ・現在受給している保健福祉事業名
- ・特定高齢者決定理由、利用勧奨介護予防事業名
- ・担当する地域包括支援センター名

ii 特定高齢者決定者リスト（市内地域包括支援センター使用）

（市内包括支援センター別に各々で担当する者についてのみ提供）

出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号

- ・服薬状況、身体計測（身長・体重・BMI）、血圧、貧血検査結果、血清アルブミン値、心電図検査結果
- ・理学検査結果、基本健康チェックリスト、総合判定
- ・医療機関名、診査年月日
- ・現在受給している保健福祉事業名
- ・特定高齢者決定理由、利用勧奨介護予防事業名
- ・担当する地域包括支援センター名

(エ) 特定高齢者決定者一覧名簿（高齢福祉課使用）

出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、

特定高齢者決定理由、利用勧奨介護予防事業名、
担当する地域包括支援センター名

(オ) 特定高齢者決定者一覧名簿（地域包括支援センター使用）

（市内包括支援センター別に各々で担当する者についてのみ提供）

出力する項目：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、

特定高齢者決定理由、利用勧奨介護予防事業名、
担当する地域包括支援センター名

(カ) 介護予防事業利用勧奨通知及び宛名ラベル

出力する項目：氏名、住所、特定高齢者決定理由、利用勧奨介護予防事業名、担当となる地域包括支援センター名

ウ 保健福祉総合システムに入力する決定情報

入力する項目：氏名、決定年月日、決定理由、勸奨介護予防事業名、
担当の地域包括支援センター名、利用介護予防事業名

(5) 安全対策及び日常的な処理体制

このコンピュータ処理は、IT推進課が行うものとし、保健所システム・介護保険システム及び保健福祉総合システムからの必要なデータの抽出、プログラム作成、データ照合、及び出力物の作成を行うものです。

抽出したデータ及び出力物については高齢福祉課が管理し、介護予防事業特定高齢者把握事業に使用するもので、次のとおり安全対策を講じるものである。

ア 抽出・処理したコンピュータデータ及び出力物は高齢福祉課施錠可能なファイリングキャビネットに保管する。

イ 特定高齢者決定情報の一部については保健福祉総合システムにおいて、課外にはアクセス不可の対応により、さらにID・パスワード対応により管理する。

ウ 市の委託先である地域包括支援センターには委託契約書により、本市個人情報保護に関する条例等を遵守させる。

エ そのほか、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守、運用するものとする。

(6) 実施時期

2006年9月1日以降、随時行うものとする。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(5)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

特定高齢者を把握・決定するにあたっては、当該候補者の生活機能評価結果上の選定要件のほか、ア 介護保険法に定める要支援・要介護認定結果を保有していないことが条件であるためその識別が必要なこと、イ 重複選定を防ぐため関係業務課が既に把握している者を識別する必要がある。

これらのことから、特定高齢者の把握・決定にかかる業務においては、本人以外からの情報の収集を行うこと及び本市の保有する次の情報を目的外に利用する必要があると認められる。

(2) 目的外に利用する必要性について

特定高齢者を把握・決定するにあたっては、当該候補者の生活機能評価結果上の選定要件のほか、ア 介護保険法に定める要支援・要介護認定結果を保有していないことが条件であるためその識別が必要なこと、イ 重複選定を防ぐため関係業務課が既に把握している者を識別する必要がある。

また、特定高齢者を把握する過程においては、前述の生活機能評価結果に基づくもののほか、本人以外の家族や民生委員児童委員等、保健福祉医療関係者等からの相談によるものが想定される。この場合、本人への介護予防事業利用の勧奨を行うにあたっては、事前に特定高齢者の候補となりうるかどうか要件の確認が必要となる。

これらのことから、特定高齢者の把握・決定にかかる業務においては、目的外に利用する必要性があると認められる。

- (3) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外からの情報の収集」及び「目的外利用」については、基本健康診査受診者が5万人弱と多数に上るにもかかわらず、そのほとんどは地域支援事業の対象になる特定高齢者には該当しないことが推定される。あわせて、対象外の人については、何のための通知かととまどうことが懸念される。さらに、通知すべき相手が5万人弱の多数であり、目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個々の通知を省略し、代わりに個人情報を目的外に利用すること及びその情報の内容を事前に広報により周知することとしている。

これらのことから、本人に通知をしないことの合理的理由があると認められる。

- (4) コンピュータ処理の必要性について

ア この特定高齢者の選定業務を迅速かつ的確に業務処理するには、本市の場合、65歳以上の基本健康診査受診者は約5万人弱と多人数であること、同診査受診期間は5月～7月（2006年度）と集中していること、選定要件が複雑であること、選定者の推定人数は3000人弱が見込まれることなどから、65歳以上の基本健康診査受診者全員の生活機能評価結果に、当該情報以外の必要な情報を含めた特定高齢者選定要件をプログラムしたコンピュータによる処理が必要である。

また、絞られた候補者の受診結果等（コンピュータ出力物）の個別審査により特定高齢者を決定し、当該対象者へ適切と考えられる各種介護予防事業を選考の上、その利用を勧奨するための通知等の実施や特定高齢者の生活機能評価結果の市内地域包括支援センターへの情報提供においても、確実な情報をもとに迅速な対応を行うためのコンピュータ処理が必要である。

このことにより、多人数の中から、的確に条件に合う特定高齢者の候補者を迅速かつ確実に抽出することが可能となり、その後の特定高齢者を決定する人的な業務等においても絞られた者のみ対象とするため、職員の対応が可

能になると考えられ、また、これら決定した者への適切な介護予防事業利用の勧奨通知等の処理においても確実な対応が可能になると考えられるので、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

イ なお、平成19年度からは今回の生活機能評価結果を基に事業を継続することが見込まれていることから、今後、保健福祉総合システム内に今回分も含めた生活機能評価結果情報の蓄積・特定高齢者の抽出プログラム化・個人別履歴照会等が可能な業務システムを組み込むこととし、今後の業務処理の確実性・迅速化を図ることが必要である。

このため、今年度においては、特定高齢者にかかる集計等を可能とするため、保健福祉総合システムに、特定高齢者情報のうちの一部（決定情報）を入力する必要性が認められる。

(5) 安全対策について

このコンピュータ処理は、IT推進課が行うものとし、保健所システム・介護保険システム及び保健福祉総合システムからの必要なデータの抽出、プログラム作成、データ照合、及び出力物の作成を行うものである。

抽出したデータ及び出力物については高齢福祉課が管理し、介護予防事業特定高齢者把握事業に使用するもので、次のとおり安全対策を講じるものである。

ア 抽出・処理したコンピュータデータ及び出力物は高齢福祉課施設可能なファイリングキャビネットに保管する。

イ 特定高齢者決定情報の一部については保健福祉総合システムにおいて、課外にはアクセス不可の対応により、さらにID・パスワード対応により管理する。

ウ 市の委託先である地域包括支援センターには委託契約書により、本市個人情報情報の保護に関する条例等を遵守させる。

エ そのほか、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守、運用するものとする。

以上より、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上